

No.	質問	回答
1	「伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業」の履行に最も適した協定の相手方となる候補者の選定のための公募型プロポーザルとのことです。が、本プロポーザルに2社以上の共同事業体としての応募は可能でしょうか。	<p>本プロポーザルについては、共同事業体（複数社による共同提案）での応募も可能とします。ただし、以下の点についてはご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成員全社が「参加資格要件（実施要領第4）」を満たしていることが必要です。 ・提出いただく参加申込書については、代表者となる企業が取りまとめて提出し、共同事業体の構成及び役割分担が分かる資料を添付してください。 ・企画提案書は1案のみ提出可能であり、共同事業体として1者扱いとなります。
2	直前の期末における決算報告書、国税・佐賀県税（県内本店又は県内の支店等の場合）・伊万里市税（市内本店又は市内の支店等の場合）の納税証明書（未納がない証明。3か月以内に交付を受けたもの。）を郵送ではなく、財務を管轄する部門からメールで送付させていただくことは可能でしょうか。（一般社員に閲覧権限のない機密情報にあたるため。）	メールによる提出は不可となります。参加申込書に添付いただく決算報告書や納税証明書は、実施要領第7のとおり、持参または郵送による提出としております。
3	佐賀県税・伊万里市税について申告・納付先の自治体ではないため、未提出で問題ないでしょうか。	問題ありません。